

整理番号       9 -1

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span> 日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					1	2		4	7			4
百万	千	円																
	1	2																
	4	7																
		4																
<p>使 途</p>	<p>乗客等駐車場賃借料 4台 2台 <math>\{6600+330(\text{手数料})\} \times 2 = 13,860</math></p> <p>(政務活動に使用する割合が <math>9/10</math> 以上であるため) <math>13,860 \times \frac{9}{10} = 12,474</math></p>																	

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">※ 別紙</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">別紙明細</div> </div> <div style="text-align: right; margin: 20px 0;"> <p>_____ [振込手数料]</p> <p>_____</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 20px 0;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p style="font-size: small;">※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号    9 -  2

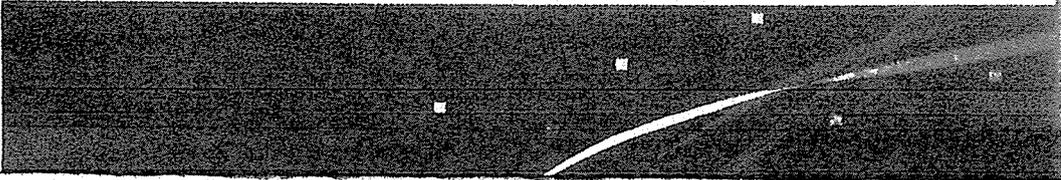
**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。  
埼玉県議会自由民主党議員団

店番  口座番号

渡辺隆一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-04-25 .送金	*13,860	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

← 事務料金(2台分) 4月分

整理番号

9-3

新白岡駅東口 [REDACTED] パーキング契約書

賃貸人	[REDACTED]	(以下甲という)
賃借人	渡辺 聡一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 [REDACTED]	
名称	[REDACTED]・パーキング	番号
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	77ウス [REDACTED]	他1台
賃料振込先	[REDACTED] 口座名義 [REDACTED]	(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日から2025年6月末日 迄向こう2年間  
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

## 新白岡駅東口 [ ] パーキング契約書

### 第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

### 第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡すまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

### 第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年 7月 / 日

賃貸人(甲) 住所 [ ]

氏名 [ ]

電話 [ ]

FAX [ ]

賃借人(乙) 住所 [ ]

氏名 渡辺 聡一郎

電話 [ ]

携帯 [ ]

整理番号

52

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	令和6年4月25日、5月24日、6月25日							
支出額	月額7700円×3ヵ月=23,100円 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">百万</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> <div style="margin-left: 10px;">千円</div> </div> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $23,100円 \times 0.8 = 18,480円$ )			1	8	4	8	0
		1	8	4	8	0		
使途	駐車場賃借料    4月～6月支払分							
支出先	(株)ABCハウジング							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 駐車場使用契約書

<物件の表示>			
	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475	
	名称	丸山第2駐車場	第 [ ] 号
<メーカー車名>	トヨタ / ア		
<ナンバー>	[ ]		
<賃料>	7,700 円	<保証金>	7,560 円

貸主 [ ] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和6年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

52-3

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 5 年 9 月 20 日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	渡辺 大
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

整理番号 26

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">8</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td></tr> </table>	百万	千	円	3	8	4	2	4	0
百万	千	円										
3	8	4										
2	4	0										

※政務活動費を充当した金額を記載

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

1ヶ月  $15,5100 + 5000 = 16,0100$

$16,0100 \times 0.8 = 12,8080$

$12,8080 \times 3ヶ月 = 38,4240$

05月24日  
06月25日  
事務所費家賃 令和6年5月～7月分  
駐車場代 1台5令和6年5月～7月分

**領収書等貼付欄**

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
<b>合計</b>	<b>¥155,100</b>

駐車場代  $5000 \times 4台 = 20000$   
内1台 = 5000

貼付しないこと。  
一スがない場合は、別紙を使用すること。  
号 枚番 付すこと。

飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 支店 名義人 内沼博史

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 26 - 1

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

24	6-4-25	送金	155,100	マイクスター(カ)		
	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1						
2						
3	6-4-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)		
4						
5						

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	

23	6-5-24	送金	155,100	マイクスター(カ)		
	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1						
2	6-5-24	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)		
3						

13	
14	
15	
16	
17	
18	

19	6-6-25	送金	155,100	マイクスター(カ)		
	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
20						
21	6-6-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カリク)		
22						
23						
24						

## 事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室  
構造 鉄骨造  
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

### 第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から  
2024年5月31日までの3年間とする。

### 第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

### 第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座  
普通口座  
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

### 第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

#### 第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

#### 第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

#### 第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せられたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

#### 第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

#### 第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

#### 第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

#### 第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

#### 第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月3日

甲：貸 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 ( ) 第

号 氏名

## 事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室  
構造 鉄骨造  
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

### 第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から  
2027年5月31日までの3年間とする。

### 第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

### 第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座  
普通口座  
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

### 第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

#### 第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

#### 第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

#### 第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

#### 第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

#### 第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

#### 第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

#### 第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

#### 第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

#### 第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6年 5月31日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 ( ) 第

号 氏名

# 駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. [REDACTED]	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月 / 日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[REDACTED]	口座	[REDACTED]	名義	[REDACTED]
メーカー、名称	[REDACTED]	色	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。  
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場で第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月前分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であつても1ヶ月前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があつた場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、7は以後の駐車場料金等の支払について新税率で計算さ

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲) 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-3 [REDACTED]  
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社 電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2 [REDACTED]  
氏名 内沼博史

電話番号 自宅 042(972)6432  
お勤め先 ( ) (社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
  - 振込料は乙の負担。
  - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
  - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
  - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号			2	2
------	--	--	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	0	6	年	0	4	月	2	6	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">5</td><td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">4</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			2	7	5	9	4
0	6	年	0	4	月	2	6	日											
		2	7	5	9	4													

使 途	<p>5/31 6/28</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;"><math>10000 \times 3 = 30000 + 660 = 30660 \times 0.9 = 27594</math></p> <p style="text-align: center;">事務所駐車場代(2台)5月、6月、7月分 (来客1、職員1)</p>
-----	--

<p><b>領収書等貼付欄</b></p>	<p>領収書等詳細別紙添付</p>
<p><b>埼玉県議会自由民主党議員団</b></p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 22 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**JAキャッシュサービス**

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0042
取扱日	口座番号等		
06-04-26			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	11:39		
お支払可能残高			

マツサワタタシケンキ  
カイキインジムシヨ  
イ様

\*印 締 済 申 告 納  
帳 簿 \* \* \* \* \*

048-945-0992 \* 務 務 署 承 認 済



**埼玉県議会自由民主党議員団**  
**JAキャッシュサービス**

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	60	0022
取扱日	口座番号等		
06-05-31			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	09:44		
お支払可能残高			

マツサワタタシケンキ  
カイキインジムシヨ  
イ様

\*印 締 済 申 告 納  
帳 簿 \* \* \* \* \*

048-945-0992 \* 務 務 署 承 認 済



**JAキャッシュサービス**

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	60	0006
取扱日	口座番号等		
06-06-28			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	09:00		
お支払可能残高			

マツサワタタシケンキ  
カイキインジムシヨ  
イ様

\*印 締 済 申 告 納  
帳 簿 \* \* \* \* \*

048-945-0992 \* 務 務 署 承 認 済



# 駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名称	
指定場所	自動車2台分

## 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

## 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年7月1日から 令和6年6月30日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和5年7月1日

## 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
------------	--------------------------------------	--	--

支払期限： 毎月 日までに  当月分・ 翌月分 を支払う

支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input checked="" type="checkbox"/> 振込み	金融機関： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座番号： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座名義人： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> TEL： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先：

## 頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
	住所	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
適格請求書発行事業者の登録を受けている場合はその番号		

管理者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 ( ) 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ( ) 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

整理番号	163
------	-----

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	---

支出年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日	支出額 〇〇 〇〇 〇〇	百万    千    円 〇    1    200 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
----------------------	-----------------	--

使途	事務所駐車場(4台-1台目)(4台-2台目乗客用) $14000 \times 0.8 = 11200$
----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     別紙明細                 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     _____ (捺印手数料)                      _____                 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;">                     ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。                      ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。                      (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)                 </div>	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	



# 駐車場賃貸借契約書

(自動車保管場所)

所在地	遠田市泉6丁目5番地	第	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。

第1条 賃貸借契約は、**2025年10月10日**より**2026年10月9日**迄の期間とする。貸し期間満了の場、必要あれば当事

者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めたる管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共に捺印して各1通を所持する。

**2025年10月10日**

貸主(甲) 住 氏 所 名 印

借主(乙) 住 氏 所 名 印

森伸久磨

# 駐車場貸賃借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市栗6丁目5番地	系	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

第1条 貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き、他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた重理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されるべき行為を一切なまざること、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なまざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に滞すべし事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

平成25年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 理

借主(乙) 住 氏 所 名 理

森伊久磨

整理番号 11

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2376</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2376	
百万	千	円							
	2376								
使 途	4 ~ 6 月分ダスキン使用料 (事務所用) (按分の積算方法 2,970円 × 8/10)								

**領 収 書 等 貼 付 欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

納品 領収書  
 No. 0000993364  
 神尾 たかよし 様

T8030001060421 **ダスキン マルシン**  
 株式会社マルシン  
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19  
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 6年 4月26日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

印 紙 領 収 額  
 57円以上 貼 付 990

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 1 1 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**納品 領収書**

No. 0000996273  
神尾 たかよし 様

T8030001060421

**ダスキン マルシン**

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 6年 5月24日 次回は 月 日 曜日

担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

印紙  
5万円以上  
貼付

領収額

990

前回未収額

**納品 領収書**

No. 0001000230  
神尾 たかよし 様

T8030001060421

**ダスキン マルシン**

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 6年 6月21日 次回は 月 日 曜日

担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

印紙  
5万円以上  
貼付

領収額

990

前回未収額

整理番号 25

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">89</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">000</td></tr> </table>	百万	千	円	1	89	000
百万	千	円							
1	89	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所家賃(5月分 6月分 7月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <math>210,000 \times 0.9 = 189,000</math></p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
58401	06-04-26	12:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥210,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※領収  
※領収  
(別紙)

お振込明細またはご案内

お受取人

アツカカ  
チチフ  
当座 0004701  
リョウカミコウキ ヨウ(カ様  
登録番号 0001  
アサミケンツ セイムカット ウウムツヨ様

電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 400072

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

[振込手数料]  
=

用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③金額(別紙記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

出されたか分かるような記載すること。)

## 賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称	野坂ビル
契約部分	3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社  
代表取締役社長 西村 耕一

整理番号

53

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	平成6年4月26日、5月24日、6月26日				
支出額	<p>月額58,320円×3ヵ月=174,960円</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>39968</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 174,960円×0.8=139,968 )</p>	百万	千	1	39968
百万	千				
1	39968				
使 途	事務所賃借料 4月～6月 支払分				
支 出 先	株式会社 渡辺住研				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印



住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	萩原コーポ	3DK	102号室	
	構造	木造	2階建	専有面積	48㎡
契約期間	2022年8月1日		～	2024年7月31日	
家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費	円
敷金	円		礼金	円	
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※	仲介手数料 ※		円
保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)	[Redacted]	
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研	
乙 (賃借人)	契約時 住所	[Redacted]
	ふりがな	[Redacted] 生年月日 1974年 6月 25 日
	氏名	渡辺 大 TEL 携帯 [Redacted]
	メールアドレス	[Redacted]
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による	
入居者情報		
緊急連絡先 (身元引受人)		
丙 連帯保証人	〒 [Redacted] 住所	続柄 [Redacted]
	ふりがな	生年月日 [Redacted]
	氏名	TEL [Redacted]
	勤務先	住所 [Redacted]
TEL	[Redacted]	
丙 (保証会社)	会社名	[Redacted]
仲介人	株式会社 渡辺住研 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-253-3636 免許№. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	営業担当 [Redacted]
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	TEL 049-255-1010
	宅建建物取引:	[Redacted]
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。		
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。		締結日 2022年 7 月 26 日

※太枠にご記入下さい

賃貸人(甲)と賃借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

#### 11条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙賃貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

#### 12条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

#### 13条(賃料、共益費等)

- 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
- 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
- 乙の賃料等の支払は商家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合には賃料等の支払期日は前月末日までとします。

#### 賃料等の振込口座

- 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
- 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
- 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
- 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記録された日とします。

#### 14条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

#### 15条(諸経費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用はこの負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

#### 16条(遅延損害金)

**乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。**

#### 17条(連帯保証人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
- 連帯保証人(以下「丙」とします)は契約時賃料の12か月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
- 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
- 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
- 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
- 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
- 丙が、甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

#### 18条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

- 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
  - 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納し、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
  - 乙が甲への届け出をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
  - 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

#### 19条(緊急連絡先兼身元引受人)

- 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。**
- 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。**

乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

- 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
- 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
- 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
- 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
- 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

#### 10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、貸借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

#### 11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

#### 12条(善管注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

#### 13条(禁止・制限・遵守事項)

- 乙は、本貸室の全部または一部について、貸借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
- 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
  - 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
  - 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
  - 排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
  - 大音量・高音を発生するテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏、麻雀の遊戯等。
  - 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
  - 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
  - 鍵、錠の改変または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
  - 本貸室を売春または賭博等の場所に提供する行為。
  - 本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
  - 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

整理番号    5 4

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支 出 年 月 日	令和6年4月26日、5月24日、6月26日
支 出 額	<p style="text-align: right;">百万                      千</p> <p>月額7,500円×3ヵ月=22,500円      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法      <math>22,500 \times 0.8 = 18,000</math> )</p>
使 途	事務所駐車場 賃借料      4 月 ~ 6 月 支払分
支 出 先	株式会社 渡辺住研

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団                      印

54-2

駐車場貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P萩原コーポ		番
契約期間	2022年8月1日	～	2024年7月31日
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	
敷金	円	礼金	
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額		更新手数料
振込口座	[Redacted]		

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人) [Redacted]

丙 (代理人) 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7  
株式会社渡辺住研

乙 (賃借人)	住所 〒	[Redacted]	印	
	フリガナ	[Redacted]		
	氏名	渡辺 大		生年月日 1974年 6月 25日
	メールアドレス	[Redacted]		TEL 携帯
	勤務先	[Redacted]		住所
	TEL			

保証会社 会社名 [Redacted]

株式会社 渡辺住研  
 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階  
 仲介人 TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号  
 株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 TEL 049-255-1010  
 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK

(特約事項) 上記の貸室の貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、  
 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。  
 締結日 2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

## 駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。  
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。
- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。  
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。  
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
  - 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情によりの自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)  
 (賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)  
 乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車した日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
  - 火気の取扱等を行わないこと。
  - 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
  - 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
  - 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
  - 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
  - その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。  
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡しを申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。  
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。  
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
  - 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
  - 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時までに、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
  - 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社社相渡辺住研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
  - 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる
  - 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとします。
  - 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
  - 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
  - 客扱きは、契約者乙の責任において行うものとする。
  - 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
  - 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
  - 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45 定休日 水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号 119

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span>日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(他)</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span></p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所賃借料 (4月分)</p> <p>賃借契約更新料 6</p>		

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,330 \times 0.9 \times 34\text{月} = 162,891$$

$$90,000 \times 0.9 = 81,000$$

243,891

**ご利用明細票**

いつも足利銀行をご利用いただき  
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店舗	機種
06-04-26	0400	001
お引出し		
お取引 種別	カード番号(口座番号)	取引通番
	****	0192
お取引金額	カード発行銀行	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
15:15		

ご利用手数料 ¥330

お受取人

様  
ご依頼人  
イツカトシヒコ様  
0495212542

は、別紙を使用すること。

※領収書等  
④発行者、  
※按分した

100円	50円	10円	5円	1円
100円	50円	10円	5円	1円

印紙税申告納  
付につき字郵留  
税務書送済済

として)など何に支出されたか分かるような記載)、  
ま、余白に補記すること。)

足利銀行    •このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

整理番号 19 - 2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**ご利用明細票**

いつも足利銀行をご利用いただき  
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
06-05-30	0400	001
お取引種別		
お引出し		
カード番号(口振番号)	取引通番	
****	0124	
お取引金額	カード発行銀行	向支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
12:01		

ご利用手数料 ¥330

お受取人 XXXXXXXXXX 様

ご依頼人  
イツカトシコ様  
0495212542

印紙税申告納

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

付につき宇都宮  
\*税務署承認済

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

**ご利用明細票**

いつも足利銀行をご利用いただき  
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
06-06-26	0400	001
お取引種別		
お引出し		
カード番号(口振番号)	取引通番	
****	0005	
お取引金額	カード発行銀行	向支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
08:59		

ご利用手数料 ¥330

お受取人 XXXXXXXXXX 様

ご依頼人  
イツカトシコ様  
0495212542

印紙税申告納

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

付につき宇都宮  
\*税務署承認済

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

**領収証**

No. \_\_\_\_\_

飯塚俊彦 様

金額 ¥90,000

物件の所在 栃木県宇都宮市2-424

年月日	6年 4月 16日	
種別	月分	60,000 (税込)
礼金		
敷金		
共益費	月分	
駐車料	月分	
支払前残		30,000 (税込)
預り金	差引	△
合計		90,000

記正に領収いたしました



〒357-0052 埼玉県本庄市飯座2丁目10番9号  
**野村不動産**  
TEL (0495)21-1155  
FAX (0495)22-6304

登録番号 T3-0300-0208-0695

# 事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と  
 連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃  
 貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7		家 屋 番 号 1976 番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m <sup>2</sup> (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m <sup>2</sup>	
	物件の所有者	(住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	(氏名)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
(2) 賃 賃 借 条 件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗(その種類: ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他( )			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	保 証 金	円 (3.3m <sup>2</sup> 当たり)	看 板 使 用 料 等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円込		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円込	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	借 礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) (込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円込	
	火 災 等 保 険 料	実費			
	契 約 期 間	令和3年4月11日から令和6年4月10日迄の 3年間			
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払 持 参 先	(住所) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
	振 込 先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座 No. <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (フリガナ) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座名義人 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)  <u>金60,000円</u>	
翌月分を毎月末日迄に前払(翌月前払)。 但し、振入の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ)	〒 [REDACTED]		〒	
住 所	[REDACTED]		〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7	
電 話 番 号	[REDACTED]		TEL/FAX 0495-21-2542	
(フリガナ)	氏 名 [REDACTED]		飯 塚 俊 彦	
(フリガナ)	連帯保証人・丙			
(住所)	印		印	
(氏名)	印		印	
(電話番号)			(電話番号)	
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED] 号		登 録 番 号	( ) 第 号
氏 名	[REDACTED]		氏 名	印

# 事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 [REDACTED]（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と  
連帯保証人                     （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 番 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m <sup>2</sup> (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m <sup>2</sup>	
	物件の所有者	(住 所) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	(氏 名)	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	
(2) 賃借条件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類: ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	保 証 金	円 (3.3m <sup>2</sup> あたり) 円	看 板 使 用 料 等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税) (込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円	
	火 災 等 保 険 料	実費			
	契 約 期 間	令和 6 年 4 月 11 日 から 令和 9 年 4 月 10 日 迄 の 3 年 間			
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び雑費・付属施設料の支払方法及び支払期限	持 参 払 持 参 先	(住所) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> (氏名) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>			
	振 込 先	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 口座 No. <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> (フリガナ) <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
	口 座 名 義 人	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>			
	翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。			金 60,000 円	

(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
					合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 6 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		〒 367-0062 本庄市小島南2-4-7	
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED]		飯 塚 俊 彦	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	(住所) (氏名) (電話番号)	印	(住所) (氏名) (電話番号)	印

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (12) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED] 号	登 録 番 号	( ) 第 号
氏 名	[REDACTED]	氏 名	印

## 賃貸契約更新についてのお願い

所在地 本庄市小島南二丁目4番24号 名称 小島南事務所

標記、物件の賃貸借契約が令和6年4月10日をもって期間満了となります。  
つきましては、引き続きご契約をされる場合は、仲介業者（有）鈴木不動産にて契約更新の手続きをしていただくこととなります。

なお、前回の重要事項説明書及び契約書にもお願いしてありますが、更新時より賃料を1ヶ月金——円に改定（現状のまま）して下記のようにお願い申し上げます。  
契約更新の手続きの際、ご本人の印鑑・保証人の印鑑及び、印鑑証明書並びに、次の諸費用をご用意の上、誠に恐れ言いますが令和6年4月10日頃までに、ご来店ないしはご連絡くださるようお願い申し上げます。

重ねて恐縮ですが、ご予定が決まりましたら、ご一報いただけますと幸いです。

### 記

1.敷金の追加	金	円
2.更新料	金	60,000円
3.共益費	金	円
4.駐車料	金	円
5.更新事務手数料	金	30,000円
6.家財保険料	金	円
合計	金	90,000円

上記の通りご通知申し上げます。

令和6年4月吉日

飯塚 俊彦 様

賃貸人 

本庄駅北通り  
仲介者 本庄市銀座2丁目10番9号  
有限会社 鈴木不動産  
TEL 0495-21-1155

整理番号	1	26
------	---	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	06年04月26日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>128</td> <td>00</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	4	128	00
百万	千	円							
4	128	00							

使 途	事務所賃借料 $172,000 \times 0.8 \times 3 \text{ヵ月} = 412,800$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄	令和6年5月分	令和6年4月26日
別紙	令和6年6月分	令和6年5月28日
	令和6年7月分	令和6年6月26日

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 2 6 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
36305	06-04-26	14:46		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥172,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		
*****				
お取引現金内訳		C 認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)	(紙幣)
円	円	円	円	円

お振込明細またはご案内  
お受取人  
サイタマリソナ  
ワラビ  
普通 0005992  
U.アカイワフトウサツ様  
登録番号 0001  
ホヤタクツセイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人  
電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 260003  
印紙税申告納付に付き補和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
36302	06-05-28	15:09		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥172,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		
*****				
お取引現金内訳		C 認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)	(紙幣)
円	円	円	円	円

お振込明細またはご案内  
お受取人  
サイタマリソナ  
ワラビ  
普通 0005992  
U.アカイワフトウサツ様  
登録番号 0001  
ホヤタクツセイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人  
電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 280007  
印紙税申告納付に付き補和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
36306	06-06-25	16:04		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥172,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		
*****				
お取引現金内訳		C 認証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)	(紙幣)
円	円	円	円	円

お振込明細またはご案内  
お受取人  
サイタマリソナ  
ワラビ  
普通 0005992  
U.アカイワフトウサツ様  
登録番号 0001  
ホヤタクツセイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人  
電話番号 [REDACTED]  
取扱番号 250002  
印紙税申告納付に付き補和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蔵 1階102号室 区画番号( )		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号		
		(登記簿) 蔵市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( )/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( )/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
面 積	50.15㎡			
附 属 施 設	なし			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

### 頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円 )
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. [REDACTED]	本 数	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	(有) 赤岩不動産
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県知事免許(10 )第10971号	免許証番号	大臣 知事( )第 号
宅地建物取引士	氏名	赤岩常光	氏名	
	登録番号		登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社赤岩不動産	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 231

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

使 途	<p>駐車場賃借料(3台分)</p> <p>(令和6年5月分)      <math>18,000 \times 0.9 = 16,200</math></p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

小川ただし事務所様

2024年4月28日

★18,000-

但 5月分

上記正に領収いたしました

内 訳

---

税抜金額

---

消費税額等( %)

---



※領収書の記載は、①発行者、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に留め)すること。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 駐車場賃貸借契約書

貸主           を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

### 1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借			
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目	雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3		
賃 料 等	賃 料	月額 1区画につき 6,000 円		
	保 証 金			

- （ 第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。
- 第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。
- 第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。
- 2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。
- 3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

- 第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。
- 第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号				4
------	--	--	--	---

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	6年 4月 28日、5月31日、6月30日
支出額	百万 千 270000円 政務活動に使用する割合が9/10以上あること ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 100,000 × 0.9 = 90,000 × 3 = 270,000)
使途	令和6年5,6,7月分事務所賃借料
支出先	株式会社ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団 

# 貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は上記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

## 第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也  
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日  
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び同居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
  - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
  - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
  - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
  - (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

#### (契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

#### (原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

#### (乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
  - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和  
平成 元年 6月 1日

貸貸人 (甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙) 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パステルビル105号室

氏 名 藤井 たいせ事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105 号室
床面積	48.5 m <sup>2</sup>

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

# 覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3年 12月 27日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1  
株式会社ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78  
大宮パストラルハイム105号室  
氏名 藤井たけし事務所

## — 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム  
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）  
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建  
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

# 覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス (以下「甲」という) と 賃借人 藤井たけし事務所 (以下「乙」という) とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書 (以下「原契約」という) の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人 (甲)

東京都千代田区神田松永町18番地1  
株式会社ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙)

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78  
大宮パストラルハイム105号室  
氏名 藤井たけし事務所

## — 物件の表示 —

建物名称	大宮パストラルハイム
所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地 (住居表示)
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室	1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号

6

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	6年 4月 28日、5月31日、6月30日
支出額	<p>百万 千</p> <p>40500 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費に使用する割合が9/10以上あるため</p> <p>(按分した場合の積算方法 15,000 × 0.9 = 13,500 × 3 = 40,500)</p>
使途	令和6年5,6,7月分駐車場賃借料
支出先	██████████

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健 克		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73-1			
2	駐車場 区画	[REDACTED]			
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃 料	一カ月 15,000 円	支払方法 当月末翌月前納	特約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 カ月前予告 賃借人 / カ月前予告 解約可能			
9	保証金	金 0 円也		契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還	
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号				
------	--	--	--	--

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">30</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>	6	年	4	月	30	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万          千          円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	6	1	2	0	0
6	年	4	月	30	日									
6	1	2	0	0										

使 途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和6年5月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>68.000 \times 0.9 = 61.200</math></p>		
-----	---	--	--

領収書等貼付欄	<p>逢澤至一郎</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: right;">* <math>69.100 - \blacksquare = 68.000</math></p>	<p>↳ </p>
---------	--	-----------

15				
16				
17				
18				
19				
20	06-04-30	家賃	*69,100	家賃等
21				
22				
23				
24				

支出元 6.4.30 N171111711

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。





# タイセイ・リビングクラブ加入書 (会員化施策用)

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

同居家族	
フリガナ	
氏名	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

●お問い合わせフリーダイヤル  
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店  
株式会社タイセイ・ハウジー  
川口 営業所  
TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

申込区分	□プラン変更 変更開始月 ( 年 月 )	□記載内容変更 変更日 ( 年 月 日 )
------	----------------------------	-----------------------------

整理番号

			7
--	--	--	---

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>年</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>日</td> </tr> </table> 6年5月31日 6年6月28日		6	年		4		3	0	日
	6	年		4		3	0	日		
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 90,000円 × 0.9 × 3ヵ月 = 243,000円)		2	4	3	0	0	0	円	
	2	4	3	0	0	0	円			
使 途	5月分、6月分、7月分 事務所賃借料									
支 出 先	大和リビング株式会社									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



<頭書>

(1) 物件の表示		名称・番番号	コスモス	2階	202号室
所在地		埼玉県八潮市緑町2丁目18-6			
間取り	2LDK	専有面積	60.31㎡		
構造	軽量鉄骨造	建物所有者			
建築年月	2023年03月	貸貸人(甲)	大和リビング株式会社		
貸貸人(乙)	宇田川 幸夫	貸借人(乙)	宇田川 幸夫		
(3) 契約期間		2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件		賃料	¥90,000	金融機関	
		共益費	¥5,000	店名	
		預金種別		口座番号	
		フリガナ		口座名義人	
(5) 極度額		支払方法		自働口座振替・クレジットカード・上記口座振込	
		支払期限	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
		更新料	更新時新賃料の1ヶ月相当分	遅延損害金	年14.6% (1年を365日として日割計算)
		礼金	¥225,000	日割賃料等算定基準	1ヶ月を暦日とする
(6) 管又連理は借先会社		名称	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライプ 1階 048-999-7180		
(7) 特約・特記事項		連絡先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリリビングインフォメーションセンター) 別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照		

***** ***** *****		***** ***** *****		***** ***** *****	
貸貸人(甲)		〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライプ 1階 八潮営業所	
個人		〒340-0801 住所 埼玉県八潮市八條431-1		フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	
賃借人(乙)		住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス		フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	
法人		住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス		フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	
入居者の概要		フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス		フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	
保証会社		〒102-0083 住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門アーストビル 2階 フリガナ 氏名 株式会社イントラスト 固定電話 03-6213-0250		〒102-0083 住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門アーストビル 2階 フリガナ 氏名 株式会社イントラスト 固定電話 03-6213-0250	
緊急連絡先		住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス		住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	
媒介		媒介		媒介	

整理番号				8
------	--	--	--	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経 費 区 分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>4</td><td>月</td><td></td><td>3</td><td>0</td><td>日</td></tr> </table> 6年5月31日 6年6月28日		6	年		4	月		3	0	日
	6	年		4	月		3	0	日		
支 出 額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td></td><td>4</td><td>7</td><td>5</td><td>2</td><td>0</td><td>円</td></tr> </table> <small>百万                  千</small> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 8,800円×2台×3ヵ月×0.9=47,520円)			4	7	5	2	0	円		
		4	7	5	2	0	円				
使 途	5月分、6月分、7月分 事務所駐車場代										
支 出 先	大和リビング株式会社										

上記のとおり支出しました。		
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団	





整理番号       31

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0594</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	7	0594
百万	千	円							
2	7	0594							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所賃貸料3ヵ月分 (4/20・5/28・6/28)</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	--	--------------------------------

**領収書等貼付欄** XXXXXXXXXX 家賃

横川 雅也     $100220 \times 3 \text{ヵ月分} \times \frac{9}{10} = 270,594$   
(220円雑料)

15			
16	06-04-30 .送金	*100,220	
17			
18	06-05-28 .送金	*100,220	
17			
18	06-06-28 .送金	*100,220	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 事務所賃貸借契約書

賃貸人                      (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物 (以下、「本件建物」という) の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

31-4

振込口座

金融機関名

普通預金：

口座名義人

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所

氏名 横川 雅也

31-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也





# 32-2 駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>

車種	軽自動車、初秋	車番		色	グレー
----	---------	----	--	---	-----

契約 条 項	駐車料	月額	7,000 円	(内消費税)	636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税)	1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)		

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。  
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

\*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。  
\*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13		自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員	携帯

担当者 [REDACTED]

5年 7月 10日

(甲) 住所 [REDACTED] (乙)  
氏名 [REDACTED]

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2  
株式会社 松堀不動産

〒  
所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 **横川雅也事務所**  
**県政調査室**

電話番号 TEL (0493)77-5050  
FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒  
〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13



9-2

## 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m<sup>2</sup>

第2条 (使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条 (賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条 (賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条 (その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20  
氏名 岡地 優





整理番号 20

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<p style="text-align: center;">令和</p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">4796</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	0	4796
百万	千	円							
1	0	4796							

使 途	<p>建物賃借料 (事務所5月分家賃料と駐車場代)</p> <p style="text-align: right;"><math>116,440 \times 0.9 = 104,796</math></p>
-----	---

<p><b>領収書等貼付欄</b></p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">キャッシュサービスご利用明細</p> <p style="font-size: x-small;">毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38051</td> <td>06-04-30</td> <td>13:25</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">お振込明細またはご案内</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <p style="font-size: x-small;">カネコウタセイムカットウツムソヨ様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>電話番号</td> <td style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td>400136</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→</p> </div> <div style="width: 55%; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: right;">別紙明細</p> <p style="text-align: right;">110,000円</p> <p style="text-align: right;">6,000円</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"><u>440円</u> [振込手数料]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。)</p> </div> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017			取扱店	お取引日	時刻	38051	06-04-30	13:25	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥116,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			円	円	円	電話番号		取扱番号	400136
取引銀行	取引店	口座番号																																
0017																																		
取扱店	お取引日	時刻																																
38051	06-04-30	13:25																																
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																
振込	¥116,000	¥440																																
お取引後の残高(円)		おつり																																
*****																																		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)																																		
円	円	円																																
電話番号																																		
取扱番号	400136																																	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」というは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、  
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の  
 おり乙の債務について賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大間事務所			1-2 階		
	所在地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3					
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3					
	種類	事務所	家屋番号	798番3			
	構造	軽量鉄骨造 / 2 階建					
	面積	専有(壁芯)	73.44 m <sup>2</sup> (約	22.21 坪)	その他使用可能な面積	m <sup>2</sup> (約 坪)	
		バルコニー	m <sup>2</sup> (約	坪)			
	物件の所有者	(住所)					
		(氏名)					
	使用目的	事務所					
賃料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷金	(賃料の	ヵ月分)	
管理費	月額	円(うち消費税 円)			(金額)	220,000 円	
共益費	月額	円(うち消費税 円)		礼金	(賃料の	ヵ月分)	
駐車料	月額	円(うち消費税 円)			(総額)	0 円	
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)		権利金	(うち消費税)	0 円	
雑費	月額	円(うち消費税 円)			(総額)	円	
保険料	総額	円(うち消費税 円)		更新料	(うち消費税)	円	
保証料	円						
保証金	円(3.3㎡当たり		円)	更新手数料	(総額)	円	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)				
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) ( 円 )		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) ( 円 )				
	・その他		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間						
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。						
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)					
	振込先			口座No.			
	口座名義人			振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 110,000 円			
	口座引落	委託会社名					
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。							

頭書(2)  
賃借条件

# 付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】  
埼玉県鴻巣市栄町2番24号  
株式会社エーティーホームズ  
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



整理番号 260

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<p>R6年4月30日    <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>日</p> <p>R6年5月31日    <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>日</p> <p>R6年7月1日    <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>日</p> <p style="font-size: small;">R6年7月1日 R6年10月31日 R7年1月31日 R6年9月2日 R6年12月2日 R7年2月28日 R6年9月30日 R6年12月31日 R7年3月31日</p>
支出額	<p style="text-align: right;">百万                      千</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">86724 円</p> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法    政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため)</p> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 10px;"><math>8030 \times 12 \times \frac{9}{10} = 86,724</math></p>
使 途	<p style="font-size: 2em;">馬車場代金</p>
支 出 先	<p style="font-size: 1.5em;">(株)URコミュニティー浦和住まいや</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団

令和7年3月29日 発行

# 有料駐車場利用契約証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
浦和住まいセンター長



<お問合せ先>  
浦和住まいセンター  
TEL:048-711-7150

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 記

- 1 団地名等
  - ・団地名 田島 団地
  - ・駐車場番号 XXXXXXXXXX
- 2 契約名義人 荒木 裕介
- 3 契約締結日 平成4年12月20日
- 4 利用開始可能日 平成4年12月20日
- 5 受領済敷金額 21,630円
- 6 利用料金の額 利用料金 8,030 円/月

備考

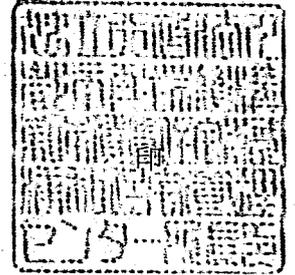
記載事項無し（手書き追記無効）

以上

# 駐車場利用料金支払証明書

令和7年3月29日 発行

独立行政法人都市再生機構  
東日本賃貸住宅本部  
浦和住宅管理センター  
所長



荒木 裕介 様

お客様番号

田代 真琴

<お問合せ先>  
東日本賃貸住宅本部 浦和住まいセンター

TEL 048-711-7150

下記のとおり支払があったことを証明します。

記

## 1. 所在地等

・所在地 さいたま市桜区田島六丁目1

・団地名 田島

・駐車場番号

## 2. 契約名義人

カ ナ アキ コウ

氏名 荒木 裕介

## 3. 支払状況

支払月分	利用料	支払月分	利用料
令和6年 4月分	8,030円	令和6年 10月分	8,030円
令和6年 5月分	8,030円	令和6年 11月分	8,030円
令和6年 6月分	8,030円	令和6年 12月分	8,030円
令和6年 7月分	8,030円	令和7年 1月分	8,030円
令和6年 8月分	8,030円	令和7年 2月分	8,030円
令和6年 9月分	8,030円	令和7年 3月分	8,030円

備考

整理番号	261
------	-----

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	R6年4月30日 R6年5月31日 R6年7月1日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
支出額	$3190 \times 12 \times \frac{9}{10} = 34452$		
	百万    千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載		
使途	<p style="font-size: 1.2em;">倉庫賃貸料金</p>		
支出先	<p style="font-size: 1.2em;">(株)URコミュニティー浦和住まいセンター</p>		

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団

# 倉庫賃貸借契約証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
浦和住まいセンター長



<お問合せ先>  
浦和住まいセンター  
TEL:048-711-7150

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 記

- 1 団地名等
  - ・団地名 田島 団地
  - ・倉庫番号 XXXXXXXXXX
- 2 契約名義人 荒木 裕介
- 3 契約締結日 令和4年9月1日
- 4 使用開始可能日 平成28年8月13日
- 5 受領済敷金額 9,396円
- 6 賃貸料の額 賃貸料 3,190 円/月

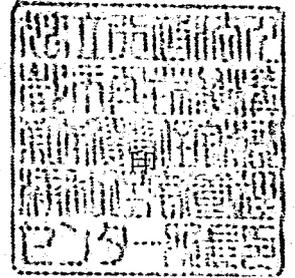
備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以上

# 倉庫賃貸料支払証明書

独立行政法人都市再生機構  
東日本賃貸住宅本部  
浦和住宅管理センター  
所長



荒木 裕介 様

お客様番号

田代 真琴

<お問合せ先>  
東日本賃貸住宅本部 浦和住まいセンター

TEL 048-711-7150

下記のとおり支払があったことを証明します。

記

## 1. 所在地等

- ・所在地 さいたま市桜区田島6
- ・団地名 田島
- ・倉庫番号

## 2. 契約名義人

カナ 7キ ヲウ

氏名 荒木 裕介

## 3. 支払状況

支払月分	利用料	共益費	計	支払月分	利用料	共益費	計
令和 6年 4月分	3,190円	0円	3,190円	令和 6年10月分	3,190円	0円	3,190円
令和 6年 5月分	3,190円	0円	3,190円	令和 6年11月分	3,190円	0円	3,190円
令和 6年 6月分	3,190円	0円	3,190円	令和 6年12月分	3,190円	0円	3,190円
令和 6年 7月分	3,190円	0円	3,190円	令和 7年 1月分	3,190円	0円	3,190円
令和 6年 8月分	3,190円	0円	3,190円	令和 7年 2月分	3,190円	0円	3,190円
令和 6年 9月分	3,190円	0円	3,190円	令和 7年 3月分	3,190円	0円	3,190円

備考

整理番号			12
------	--	--	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>06年</span> <span>04月</span> <span>30日</span> </div> 5月31日、6月28日				
支出額	$87593 \times 34\% = 262779$ <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <math>262779 \times \frac{9}{10} = 236502</math> <p>(按分した場合の積算方法)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">02</td> <td style="text-align: center;">36502</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p> </div> </div>	百万	千	02	36502
百万	千				
02	36502				
使 途	家賃・共益費・馬埦場料金(4月5月6月分)				
支 出 先	(有) 村田管理サービス				

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団



# 更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

---

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

---

# 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	59.95 m <sup>2</sup>	
余白			

### (2) 使用目的

議員事務所として
----------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024年3月19日から	2年 - 月間	
終期	2026年3月18日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

### (4) 賃料等

賃料	月額 77,000 円	( 内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額 5,500 円	( 内消費税等 500 円 ・ 税率 10 % )
保証金(敷金)	80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
駐車料	5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料	5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別 普通
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主	持参先

### (5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 ( 861 ) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。		

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。  
 また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。  
 本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒339-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号  
 有限会社 村田管理サービス  
 氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ( )

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室  
 氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( )  
 極度額 \_\_\_\_\_ 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 1908 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県さいたま市中央区鈴谷	事務所所在地	
商号	株式会社 グッドステ	商号	
代表者等	益子 賢治	代表者等	
登録番号		登録番号	第 号
宅地建物取引士		宅地建物取引士	

# 不動産賃貸契約条項

## (契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

## (使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

## (契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

## (賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## (共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

## (保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

3  
4

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造  
第14条

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2  
3  
4

(修繕)  
第15条

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

2

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

3

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
  - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
  - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
  - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
  - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
  - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
  - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
  - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
  - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
  - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
  - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
  - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
  - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付
- 四 看板および広告設備の設置
- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。

3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。

4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。

3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)  
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)  
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

の  
もの

とは  
貸す

さ

更な  
なる

後

知

更

務  
余

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(連帯)  
第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務)  
第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議)  
第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄)  
第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約)  
第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- る解 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が  
します。更新された場合も同様とします。
- 収用 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本  
ます。契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- たが 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記  
名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- たが 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人  
が死亡したときに、確定するものとします。
- たが 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しな  
ければなりません。
- って 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報  
二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無と  
その額  
三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 度し 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人  
貸の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しな  
ければなりません。
- 有 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとし  
てます。

(財務状況等の説明)

- 者 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、  
また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- ま 一 財産および収支の状況  
二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況  
三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨および  
その内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解し  
た上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が  
生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易  
裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value="16"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日 <small>(他)</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%;"><input type="text" value=""/></td> <td style="width: 33.33%;"><input type="text" value="21087"/></td> <td style="width: 33.33%;"><input type="text" value=""/></td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="21087"/>	<input type="text" value=""/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="21087"/>	<input type="text" value=""/>							

使 途	<p>駐車場代 (R6. 4月~6月)</p>
-----	-------------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(7,810 \times 3 \text{月分}) \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が  $\frac{9}{10}$  以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カハシ マサオ

### 入出金明細

照会範囲：2024年04月30日～2024年04月30日 照会件数：7件

2024年05月17日 11時36分04秒時点の情報です。

全件数：7件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[Redacted]				

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年04月30 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ)	

全件数 : 7件

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	カシマサ

### 入出金明細

照会範囲：2024年05月28日～2024年05月28日 照会件数：1件

2024年05月28日 14時31分43秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年05月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■■

全件数：1件

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

### 入出金明細

照会範囲：2024年06月26日～2024年06月28日 照会件数：4件

2024年06月28日 10時15分07秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年06月28日	7,810円		RKS (ダイワ	

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
			フドウサ	

全件数：4件

# 駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

私は、下記物件の原賃貸借契約を本書記載の通りの条件によって更新することに合意致します。

—物件の表示—

契約番号

物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
賃貸人(甲)			
賃借人(乙)	高橋 政雄		
契約期間	2024年2月1日 ~ 2025年1月31日		

—賃料条件—

賃料(月額)	7,700 円(税込)		
敷金	6,000 円		

※消費税率の改定があった場合は、その時点の税率を適用致します。

—車種名他—

車種名	トヨタ	NO.		色	青
-----	-----	-----	--	---	---

上記の通り、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々署名捺印の上各1通を保有するものとする。

尚、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

また、原契約に連帯保証人が付されている場合は、原契約書に基づき本契約上の乙の金銭債務、遵守義務、本物件返還義務、修繕義務等、本契約に基づく乙の甲に対する債務につき、乙と連帯して履行の責を負う。又、本契約が終了しようとも、本契約に基づく債務一切を免れることはできない。

西暦2023年 12月 4日

甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1		
	氏名	株式会社大和不動産		
賃借人(乙)	住所			
	氏名	高橋 政雄 (印)		
	生年月日	1952/01/01	TEL 048-874-8454	携帯電話
	勤務先	エイベックスタワー浦和中央館	勤務先TEL	048-873-5369
緊急連絡先 (乙)以外の方	住所	〒336-0932 埼玉県さいたま市緑区中尾270		
	氏名	高橋 政雄 続柄 高橋 政雄		
	TEL			
仲介業者	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号		
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1 エイベックスタワー浦和中央館202		
	商号	株式会社大和不動産		
	代表者	小山 陽一郎		
	宅地建物取引士			

整理番号 235

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td></td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	8	9	6	
百万	千	円										
1	2	8										
9	6											

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃借(5月分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">(135,000 + 440) × 0.9 = 121,896</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行 resona

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
39841	06-04-30	09:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
		円

お振込明細またはご案内

サイタマケソソソキン  
 サカト  
 普通 8289798  
 ファイソイステート(カ様  
 登録番号 0005  
 オカワタタソ セイムカットウツムソヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX  
 取扱番号 300025

印紙税申告納  
 付につき浦和  
 税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③記号、④発行日、⑤記号、⑥印紙税申告納付済み、⑦印紙税申告納付済み、⑧印紙税申告納付済み、⑨印紙税申告納付済み、⑩印紙税申告納付済み、⑪印紙税申告納付済み、⑫印紙税申告納付済み、⑬印紙税申告納付済み、⑭印紙税申告納付済み、⑮印紙税申告納付済み、⑯印紙税申告納付済み、⑰印紙税申告納付済み、⑱印紙税申告納付済み、⑲印紙税申告納付済み、⑳印紙税申告納付済み、㉑印紙税申告納付済み、㉒印紙税申告納付済み、㉓印紙税申告納付済み、㉔印紙税申告納付済み、㉕印紙税申告納付済み、㉖印紙税申告納付済み、㉗印紙税申告納付済み、㉘印紙税申告納付済み、㉙印紙税申告納付済み、㉚印紙税申告納付済み、㉛印紙税申告納付済み、㉜印紙税申告納付済み、㉝印紙税申告納付済み、㉞印紙税申告納付済み、㉟印紙税申告納付済み、㊱印紙税申告納付済み、㊲印紙税申告納付済み、㊳印紙税申告納付済み、㊴印紙税申告納付済み、㊵印紙税申告納付済み、㊶印紙税申告納付済み、㊷印紙税申告納付済み、㊸印紙税申告納付済み、㊹印紙税申告納付済み、㊺印紙税申告納付済み、㊻印紙税申告納付済み、㊼印紙税申告納付済み、㊽印紙税申告納付済み、㊾印紙税申告納付済み、㊿印紙税申告納付済み、

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志 様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。  
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録番号	〇〇〇〇
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエースコート 代表取締役 伊東	業務に従事する 事務所の所在地 商号・名称	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエースコート株式会社 TEL 049-288-1101
名称・代表者	TEL:049-288-1101	取引権限	媒介 消費税 課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付	店舗
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主	氏名: 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇
管理の委託先	ファイブエースコート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL:049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有権人	氏名: 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇
甲区 所有権にかかる権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴槽	無	※店舗内の物は全て設置物	
浴槽	湯有(設置物扱い)		

4. 法令に基づき制限の概要(注)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業新市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該建築物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該建築物が造成宅地防災区域域内か否か
- ⑦当該宅地建築物が津波災害警戒区域域内か否か

8. アスベストの調査に関して( やってない )

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 ( 該当しない ) 耐震診断の有無 ( 無 )

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄 ( 3年間 )

11. 賃貸条件

賃料	月額 185,000円(税込) ※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円

更新に関する事項

- 1. 協議の上3年毎に更新することができる
- 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税)
- 3. 賃料改定方法(公租公限の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不当など)

敷金等の清算に関する事項

- 1. 滞納賃料等、損害金と相殺する
- 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
- 3. 原状回復義務の範囲(故障或不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・浮腫・破損等)

用途制限

利用制限

ペット不可・楽器不可

12. 損害賠償額の予定等に関する事項

- ①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
- ②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない

13. 借約の解除に関する事項

- 14. 借約の解除に際して3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月前の賃料を支払って即時解約できます
- (1)借主は、賃主が賃料及び共益費等の支払を怠り賃主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかける本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要

16. 金銭貸借の有無

17. 供託所等に関する説明	所在地	所在地
	保証協会の名称・所在地	東京都千代田区紀尾井町3-80
	所屬地方事務所所在地	埼玉県さいたま市西通1-11-39
	弁済業務保証金の供託所	東京都千代田区大手町1-3-8

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受理しました。なお契約成立時には報酬額 185,000円を支払うことと承諾しました。

令和4年2月12日

印

氏名

〇〇〇〇 直志

住所

整理番号 236

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">900</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	900
百万	千	円							
	9	900							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所ガードシステム費          (令和6年5月分)</p>
-----	---

<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。          ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用する。          (別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。          ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 236 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座以下の通りご請求申し上げますので、振替期日までにご口座よりお振替させていただきます。振替期日より前にお振替を希望する場合は、振替期日より前にお振替を希望いたします。

お振替日 2024年 04月 30日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20240307005211

請求書作成年月日 2024年 03月 07日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目 総合警備保障株式会社 埼玉西支社



件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2024/05月度A.L.S.O.Kガードドレスム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%		
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				今回ご請求金額	10,000	1,000	11,000

前回ご請求額	ご入金金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

整理番号

236 - 3

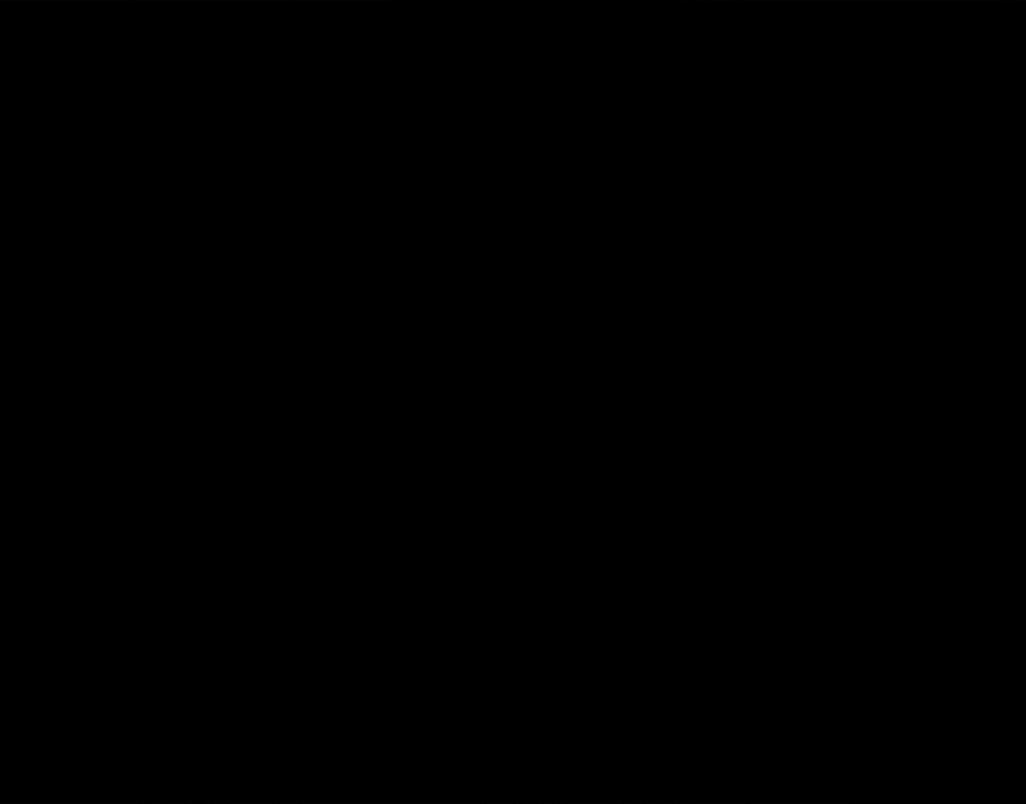
領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

3

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
-------	-----	-------	-------	------



06-04-30	振替	*11,000	RKSのマイワーク	
----------	----	---------	-----------	--

- 他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
- 本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高  
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
・その他の預金の場合は、円単位となります。

3

整理番号				5
------	--	--	--	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	6年 5月 28日 <small style="margin-left: 100px;">4    30</small> <small style="margin-left: 100px;">6    28</small>	支出額	百万    千    円 45090 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	---	-----	---

使途	事務所 駐車場代 (5月～7月分)	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $16,700 \times 0.9 = 15,030 \times 3ヶ月$
----	----------------------	--

**領収書等貼付欄**

口座名義 松井 弘

埼玉県議会自由民主党議員団  
 賃料 16,500円  
 振込手数料 200円

06-04-30 .振替		*16,700	RKS(カツミカイツ)		別紙明細
06-05-28 .振替		*16,700	RKS(カツミカイツ)		
06-06-28 .振替		*16,700	RKS(カツミカイツ)		振込手数料

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場		駐車位置	[REDACTED] 番		台数	1台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1						
賃料	金 16,500 円也	内消費税	1,500 円	更新料	ヶ月分（税別）		
敷金	金 円也	保証金	円	礼金	円		
契約車	車種	社用車	色	登録番号			
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄						

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。  
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。  
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。  
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。  
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。  
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。  
四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。  
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。  
六、その他本契約に違反した時。  
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。  
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。  
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。  
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。  
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。  
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。  
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
  - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
  - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 TEL

勤務先住所

緊急時連絡先 住所 [Redacted]

緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [Redacted]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 [Redacted] 号  
 登録番号 [Redacted]  
 宅地建物取引士 [Redacted]

# 更新契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借借人 松井弘政務活動事務所  
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、  
 次のとおり合意した。

名称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1		
契約期間	2022年11月12日 から 2024年11月11日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし     契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2022年 9 月 29 日

賃貸人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
借借人	住所	朝霞市本町3-4-17		
	氏名	松井弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	[REDACTED]		
	氏名	松井弘	借主との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

〈仲介業者〉

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 13750 号  
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印  
 登録番号 [REDACTED]

整理番号       3 / 1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    <b>7: 事務所費</b>    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span></p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>豊岡事務所家賃として(令和6年5月分、6月分、7月分まとめて)</p> <p>家賃1か月80000+駐車場1か月10000+(振込手数料440×90000/91000)=90436</p> <p>90436×3か月=271308、 271308×0.9=244177</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
------------	---

### 領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****	
0017	<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	*****	
取扱店	お取引日	時刻		
49741	06-04-30	15:49		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥91,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		
*****		おつり		
お取引現金内訳		(印) 認 証		
(1万円) (5千円) (1千円)				
百万    千    円				

お振込明細またはご案内

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号                     

取扱番号 300633

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

いこと。  
りない場  
を付すこ

し、001  
がない場合は、

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****	
0017	<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	*****	
取扱店	お取引日	時刻		
49741	06-05-30	10:34		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥91,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		
*****		おつり		
お取引現金内訳		(印) 認 証		
(1万円) (5千円) (1千円)				
百万    千    円				

お振込明細またはご案内

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号                     

取扱番号 400065

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

整理番号       3 /    -    /   

**領収書貼付欄**

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

振込金額91000円の内、1000円は水道料金  
(水道料金は事務費で計上)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
49741	06-06-27	09:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥91,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内  
お受取人  
登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様  
電話番号 XXXXXXXXXX  
取扱番号 300015

印紙税申告結  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

31-2

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所在地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所
-----

### 頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2カ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	80,000円 (賃料1カ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

31-3

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額	円		

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 狭山台	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川敏	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号 大臣知事( )第 号
宅地建物取引士	氏名	[Redacted] 印	氏名
	登録番号	[Redacted]	登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 32

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    <b>7: 事務所費</b>    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0000</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	0000
百万	千	円							
	9	0000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>宮寺事務所家賃として(令和6年5月分、6月分まとめて)</p> <p>家賃1か月50000×0.9=45000(×2か月分)</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
----	--

## 領収書等貼付欄

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
49741	06-04-30	15:50			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥50,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			

お振込明細またはご案内

登録番号 0005

マツモトヨウアセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300003

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
49741	06-05-30	10:35			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥50,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			

お振込明細またはご案内

登録番号 0005

マツモトヨウアセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300001

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

いこと。  
りない場  
を付すこ

し、0041  
がない場合は、空白に補記すること。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

111-2

# 店舗賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] 賃借人 松本教明 との間、次のとおり店舗賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の店舗を賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

店舗の所在場所

構造 木造 二階建のうち 一階  
床面積 十六、五平方メートル (駐車場三台、犬用トイレ含む)

第二条 賃貸借の期間は令和五年六月一日から令和九年五月三十一日までの四年間とします。

第三条 賃料は毎月五万円とし、賃借人は毎月月末日までに翌月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第四条 賃貸人は敷金として金 〇円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 賃借人は本件店舗において~~飲食業~~以外の営業を営んではならないものとします。ただし、賃貸人と賃借人の合意が成立した場合はこの限りではありません。

第六条 賃借人は本件店舗を使用の目的に応じて造作の模様替えをすることができます。ただし、本件建物の柱、屋根、土台、壁等の主要部分に変更を加える場合は(図面を添付した変更計画書を賃貸人に提出して)、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならないものとします。

第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができます。

- 一、 式が月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、 本件店舗の一部または全部につき、事前に賃貸人の書面による承諾を受けずに、賃借権の譲渡、転賃またはこれらに準ずる行為をしたとき。
- 四、 その他本契約に違反したとき。

第八条 賃貸人は本件店舗に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第九条 賃借人または賃借人の承継人が本件店舗の明渡しをするときは、賃貸借成立当時の原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件店舗の引渡しをするものとします。

第十条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十一条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

令和五年五月三十一日

賃貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]

氏名 松本教明

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

32-2

西暦 2024 年 5 月 12 日

貸主

殿

借主氏名 松本 義明

## 賃貸借契約解約通知書

このたび、下記の通り賃貸借契約を解約することを通知いたします。

1. 物件名・号室 松本義明政務活動事務所 宮子事務所

2. 物件所在地 埼玉県入間市宮子 1977

3. 契約者氏名 松本 義明

4. 解約日 西暦 2024 年 6 月 30 日

5. 保証金（敷金）の返還先口座 ※返還金の予定がある場合は口座を以下に記載

整理番号

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日
支出額	<p style="text-align: center;">5/31    6/28    百万    千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; text-align: center;"> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="2"/> 円         </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">55000*3=165000    165000+1980=166980</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 (振込手数料)660*3=1980    166980*0.9=150282)</p>
使 途	事務所 5月、6月、7月賃料 管理費含む
支 出 先	有限会社 秋谷商事 秋谷徹雄

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団



## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟		2 階 202 号室 区画番号( )	
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野29番地 (登記簿)			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ( )/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ( )/( 2 )階建/全( 4 )戸			
	種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月	
	面 積	41.42 m <sup>2</sup>			
附 属 施 設					

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

治活動 (松澤正県政事務所として使用)

### 頭書(3) 契約期間

令和 5年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日まで ( 2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 5,000円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	XXXXXXXXXX	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	名称 有限会社 秋谷商事
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9

管理業者	名称 有限会社 秋谷商事
所在地	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 TEL 048-982-5451
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣( )第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

整理番号			2	2
------	--	--	---	---

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費  <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費  <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---	---

支出年月日	6年4月30日、5月31日、6月28日							
支出額	百万                  千 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 145000円×9/10×3ヶ月=391.500円)		3	9	1	5	0	0
	3	9	1	5	0	0		
使途	5, 6, 7月分事務所賃借料							
支出先	XXXXXXXXXX							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。  
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

3条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- 1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- 2) 乙が賃料の支払いを 1ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- 3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡さなければならない。

- 1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- 3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

特約事項)

1. 家賃振込口座



22-4

契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和5年6月30日

賃貸人(甲)住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

賃借人(乙)住所

[Redacted]

氏名

新井一徳

[Redacted]

本籍地

[Redacted]

勤務先

\_\_\_\_\_

電話番号

048(594)1600

整理番号 0016-1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日 他
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万      千</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <span style="margin-left: 5px;">円</span> </div> <p style="margin-top: 5px;">賃貸料 一か月 50,000円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載          政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする          (按分した場合の積算方法 150,000 × 0.7 = 105,000)</p>
<p>使 途</p>	<p>5月分～7月分 事務所賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社末広不動産</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      杉田 茂実



0016-3

## 頭書 (4) 賃料等

賃貸料	月額 50,000円 ( 45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円 )	—	—	—
敷金		—	—	—
火災保険	保険証券の写し要提出	—	—	—
—		—	—	—

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No			
	本数			
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込		
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[REDACTED]		
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

## 頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL	[REDACTED]		
	(勤務先) TEL	048-526-1013	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	090-3211-6225		

## 頭書 (6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	[REDACTED]		
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	[REDACTED]	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

## 頭書 (7) 更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書 (3) 契約期間に記載の1年間とする。  
 尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。  
 また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

## 頭書 (8) 特約事項

- ※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
- ※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
- 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
- ※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
- ※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
- ※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。  
 尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
- ※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）  
 また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
- ※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。  
 鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。  
 また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
- ※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
- ※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
- ※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
- ※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。  
 乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
- ※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0016-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-8211-6225
	住所	熊谷市小江川 894番地		
連帯保証人	氏名	☐	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 ( 円)		
連帯保証人	氏名	☐	TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 ( 円)		
保証機関				

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 ☐	代表者の氏名	☐
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年7月11日	免許年月日	
宅地建物取引士	氏名		氏名	☐
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	事務所所在地 TEL	

※ ☐ は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合  
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合  
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。  
4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。  
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。  
4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。  
3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。  
4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

### (敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。  
3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。  
3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 カ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
  - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を入り出させること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕
  - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
  - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
  - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
  - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
  - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
  - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
  - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
  - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

**(解約)**

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

**(明渡し及び明渡し時の修繕)**

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

**(立入り)**

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

**(甲の通知義務)**

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

**(乙の通知義務)**

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散
  - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

**(延滞損害金)**

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

0016-9

#### (乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
  - 一 連帯保証人は、極度額——万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
  - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
  - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
  - 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

#### 記

- ① 財産及び収支の状況
  - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

#### (契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

#### (合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
  - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

#### (協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

#### (特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

整理番号 0017-1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

<p><b>支出年月日</b></p>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日 他							
<p><b>支出額</b></p>	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万      千</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <span style="margin-left: 5px;">円</span> </div> <p>賃貸料 一か月 40,000円      ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 120,000 × 0.7 = 84,000)</p>			8	4	0	0	0
		8	4	0	0	0		
<p><b>使 途</b></p>	<p>5月分～7月分 駐車場賃借料</p>							
<p><b>支 出 先</b></p>	<p>株式会社オフィスナンバーワン</p>							

上記のとおり支出しました。

支出者名                      杉田 茂実

0017-2

# 駐車場賃貸借契約書

代理  
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

## 標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

## 標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

## 標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

## 標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ( )	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)		
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号

## 標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

0017-3

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する

西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から挿込に参り、下巻は2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲) [REDACTED] 代理  
 住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階  
 氏 名 株式会社オフィスナンバーワン 代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)  
 住 所 埼玉県熊谷市本町1-181  
 氏 名 杉田茂実 事務印 [REDACTED] 生年月日 1958年 8月 19日  
 TEL (自宅) [REDACTED] 携 帯 090-3211-6225  
 勤務先名 \_\_\_\_\_ TEL 048-526-1313

緊急連絡先 (担当者)  
 住 所 同上  
 氏 名 [REDACTED]  
 TEL 048-526-1313

(媒介・代理) 業者  
 埼玉県知事 (10) 第10244号  
 所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地  
 商 号 株式会社末広不動産  
 代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士 (自署押印)  
 宅地建物取引士登録番号 [REDACTED]  
 氏 名 [REDACTED]

(媒介・代理) 業者  
 国土交通大臣免許  
 埼玉県知事免許 ( ) 第  
 所在地  
 商 号  
 代表者

宅地建物取引士 (自署押印)  
 宅地建物取引士登録番号 ( ) 第  
 氏 名  
 印

## 駐車場賃貸借契約約款

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

### (賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

### ~~(敷金) 第4条全文削除~~

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

- ~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~
- ~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~
- ~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~
- ~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

### (禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

- 2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。
- 3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。
- 4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

### (甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

### (甲の免責)

第7条 甲は、駐車場内で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

### (乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。
- 3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

### (甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

0017-5

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号 45-1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29040</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> </table>	百万	千	円		29040	
百万	千	円							
	29040								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代(R65月~R67月分)</p> <p style="text-align: center;">12,100円×3か月×8/10=29,040円</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

**領収書等貼付欄**

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
50641	06-04-30	15:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
万	千	円	

※ 領収書は、  
※ 領収書を貼  
(別紙にも)

こと。

お振込明細またはご案内

お受取人

埼玉りそな銀行  
南越谷支店  
普通 1442614  
フソカ Interstate (カ様)

ご依頼人

アサイアキラ セイムカットウツムシヨ様

電話番号 048-962-5777  
取扱番号 300019

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 45 - 2

**領収書貼付欄**

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
50641	06-05-31	14:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬	C認証
円	千円	円	円

お振込明細またはご案内  
お受取人  
埼玉りそな銀行  
南越谷支店  
普通 1442614  
フソカエステート(カ様)

アサイアキラ セイムカット"ウツ"ムソヨ様  
電話番号 048-962-5777  
取扱番号 310017

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済  
\*\*\*\*\*

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

整理番号 45 - 3

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
50641	06-06-28	15:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証	
円	千	円	

お振込明細またはご案内  
お受取人  
埼玉りそな銀行  
南越谷支店  
普通 1442614  
フツカイエースト(カ様)  
アサイアキラ セイムカットウツムツヨ様  
ご依頼人  
電話番号 048-962-5777  
取扱番号 280019

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済  
\*\*\*\*\*

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →



- 2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。
- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
  - (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
  - (3)乙が次の行為を行ったとき。
    - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
    - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
    - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場№2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
 文化エステート株式会社  
 氏名 代表取締役 中山 寧子  
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
 氏名 茂井 明  
 電話 048-962-5227